

令和4年3月吉日

申請者各位

株式会社 建築住宅センター

確認申請等の取り扱いに関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社では専門分野の審査を集中的に行い、効率的で効果的な審査とともに審査技術の高度化と多様化に取り組むこととしました。

このため、令和4年4月1日より、弘前支社及び八戸支社においては、建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物及びこれに付属する工作物並びに建築設備に係る確認検査業務、フラット35適合証明業務、住宅瑕疵担保責任保険検査業務のみを取り扱うことといたします。

皆様方には大変ご不便をお掛けすることになりますが、引き続き、当センターをご利用いただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

【令和4年4月1日より青森本社みの業務となるもの】

- ・ 建築基準法第6条第1項第一号～第三号に規定する建築物の確認検査業務 ※準備が整い次第電子申請可
- ・ 上記建築物に付属する工作物及び建築設備の確認検査業務
- ・ 仮使用認定審査業務
- ・ 建築基準法第6条の3第1項ただし書き（ルート2）の構造計算による建築物の確認検査業務
- ・ 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価
- ・ 建築物のエネルギー消費性能適合性判定業務
- ・ 長期使用構造等確認業務
- ・ 低炭素住宅の技術的審査業務
- ・ 国の補助事業に係るもの（こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務）

①上記業務の受付について

- ・ 原則として、青森本社窓口へ申請又は郵送をお願いいたします。

ただし、当分の間、各支社においても申請書類及び手数料を受領いたします。（その場合は、お預かり証をお渡しし、支社から本社へ転送いたします。）※お預かり証は引受承諾書及び領収証ではありません。

- ・ 引受承諾書及び領収証の発行は、青森本社が行います。

②審査及び訂正等について

- ・ 審査は青森本社にて行い、訂正等がある場合も青森本社からご連絡いたします。
- ・ 訂正対応は、青森本社で直接行くか訂正図書等を郵送・メールにて送付してください。

③交付書類について

- ・ 青森本社窓口にてお渡しする方法又は弊社にて郵送する方法より選択できます。

④事前相談について

- ・ あらかじめ予約していただきWEBにて対応いたします。

本社及び各支社のお問い合わせ先

<青森本社>

青森市本町四丁目5番5号

TEL 017-732-7732

FAX 017-732-7734

Email aomori@aom-kjc.co.jp

担当：業務部 中田

<弘前支社>

弘前市大字上鞆師町18番地1

TEL 0172-31-3050

FAX 0172-31-3055

Email hirosaki@aom-kjc.co.jp

担当：長谷川

<八戸支社>

八戸市北インター工業団地一丁目4番43号

TEL 0178-21-2216

FAX 0178-21-2217

Email hachinohe@aom-kjc.co.jp

担当：高畑

本社のみ取扱業務の手数料について

申請手数料を銀行振込としたい場合は事前にご相談ください。

銀行振込による場合は、申請前に振り込みし、申請時に証憑書類の写しを添付していただきます。

また、振込手数料はお客様のご負担にてお願いいたします。

<振込先>

振込先	青森銀行 本店営業部 普通 1091618	みちのく銀行 国道支店 普通 2040551	青い森信用金庫 青森営業部 普通 1234829
名義	カ) ケンチクジュウタクセンター 株式会社建築住宅センター	カ) ケンチクジュウタクセンター 株式会社建築住宅センター	カ) ケンチクジュウタクセンター 株式会社建築住宅センター